

地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業実施要綱

(制定) 平成28年8月10日付28環地次第108号

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が連携し、東京都内（以下「都内」という。）での自家消費型再生可能エネルギー発電等設備及び再生可能エネルギー熱利用設備の導入拡大を推進することで、都内における再生可能エネルギーの普及促進及びエネルギー起源の温室効果ガスの排出削減を図ることを目的として行う、「地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 一 自家消費型再生可能エネルギー発電等設備 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第1項の認定に係る発電に用いるものを除く。）及びその附属設備並びにこれらの設備に付帯する蓄電池
- 二 再生可能エネルギー熱利用設備 太陽熱、温度差熱、地中熱又はバイオマス熱を利用する設備及びその附属設備

(都の役割)

第3条 都は、本事業の実施に当たり、次に掲げる業務を行う。

- 一 公社が補助金交付事業（都内に自家消費型再生可能エネルギー発電等設備及び再生可能エネルギー熱利用設備を設置する者に対し、当該設置に要する経費の一部を補助する事業をいう。以下同じ。）を実施するために造成する基金への出えん
- 二 前号に掲げるもののほか、公社が補助金交付事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
- 三 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に推進するために必要な業務

2 都は、公社に対し、本事業の実施に必要な業務の実施を求める。

(予算措置)

第4条 都は、公社が次に掲げる事項を遵守することを条件として、公社に対し、前条第1項第1号の出えん及び同項第2号の経費の補助を行う。

- 一 前条第1項第1号の規定による都の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、当該基金を適正に管理すること。

- 二 補助金交付事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。
- 三 規程等を制定し、変更し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けること。
- 四 補助金交付事業の実施に当たっては、平成28年度から平成31年度まで、補助金の交付申請を募集するとともに、平成28年度から平成32年度まで、補助金の交付を行うこと。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月10日から施行する。